

# 好日苑通所リハビリテーション・

## 介護予防通所リハビリテーション運営規程

### (事業の目的)

第1条 医療法人松寿会が開設する介護老人保健施設好日苑（以下「好日苑」という。）が行う通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、好日苑の作業療法士又は理学療法士その他の職員（以下「作業療法士等」という。）が要介護状態又は要支援状態にあり、かかりつけの医師（以下「主治医」という。）が通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション（以下「通所リハビリテーション」という。）の必要を認めた高齢者に対し、適正な通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

### (事業の運営方針)

第2条 事業の運営については、要介護状態又は介護予防にあっては要支援状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものでなければならない。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 介護老人保健施設 好日苑通所リハビリテーション
- 2 所在地 防府市戎町二丁目5番1号

### (職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 施設に勤務する職種、員数、及び職務内容は、次のとおりとする。

- 1 管理者 医師 1名（介護老人保健施設と兼務）  
非常勤医師 1名（介護老人保健施設と兼務）

管理者は、好日苑の職員の管理及び通所リハビリテーションの利用の申込みに係る調整、主治医との連携・調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

医師は利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。

- 2 作業療法士等 作業療法士もしくは理学療法士  
常勤 1名以上

作業療法士等は、医師や看護師等と共同して通所リハビリテーション計画書及び

通所リハビリテーション報告書を作成し利用者及びその利用者の家族または身元を保証する者（以下「家族等」という。）に説明する。

作業療法士等は、通所リハビリテーションの提供にあたる。

3 看護職員 看護師若しくは准看護師 常勤専従1名以上

看護職員は、医師及び作業療法士等の指示のもとに、共同して通所リハビリテーション計画書及び通所リハビリテーション報告書を作成し、利用者又はその家族等に説明する。

看護職員は、医師及び作業療法士の指示のもと、通所リハビリテーション及び看護等の提供にあたる。

4 介護職員 3名以上

介護職員は、医師及び作業療法士等の指示のもとに、共同して通所リハビリテーション計画書及び通所リハビリテーション報告書を作成し、利用者又はその家族等に説明する。

介護職員は、医師及び作業療法士の指示のもと、通所リハビリテーション及び介護の提供にあたる。

5 管理栄養士 1名以上（介護老人保健施設兼務）

管理栄養士は、管理者の命を受け、献立表作成等栄養士業務、利用者の栄養管理のほか、調理師等を指揮監督し、利用者等の給食業務等にあたる。

6 事務員その他の職員 実状に応じた適当数

その他の職員は、管理者の命を受け、好日苑の運営に必要な業務にあたる。

（営業日及び営業時間）

第5条 好日苑の営業日および営業時間は、次のとおりとする。

1 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、5月3日から5日、8月14日から15日及び12月30日から1月3日までを除く。

2 営業時間 午前8時15分から午後5時15分までとする。

3 サービス提供時間 午前9時45分から午後3時45分までとする。

（送迎時間 おおよそ午前8時30分から午後4時45分前後）

（通所リハビリテーションの利用定員）

第6条 好日苑の利用定員は1日30名までとする。

（内容及び手続の説明及び同意）

第7条好日苑は、利用に際し、通所リハビリテーション利用申込者又はその家族等に対し、運営規程の概要、従業員の勤務体制、その他の重要事項及び個人情報の利用目的を記した文書を交付・説明をして同意を得なければならない。

（サービス提供困難時の対応）

第8条 好日苑は、通所リハビリテーションサービス提供が困難な場合、居宅介護支援事業者・

介護予防支援事業者及び地域包括支援センターへの連絡、他の介護事業者等を紹介その他必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第9条 被保険者証により、受給資格、要支援若しくは要介護認定及びその有効期間を確かめなければならない。

(利用の決定)

第10条 利用の決定は、心身の状況及び病状並びに看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等が必要であると認められる者に、医師、作業療法士等、看護・介護職員、支援相談員、介護支援専門員等の協議を経て管理者が行う。その決定は、正当な理由なく拒んではならない。

(利用者等の必要書類)

第11条 利用者等は、好日苑の利用に際して、契約書を提出しなければならない。

(心身の状況の把握)

第12条 新たな利用の提供にあたっては、利用者に係る居宅介護支援事業者・介護予防支援事業者及び地域包括支援センターが開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、病歴、その置かれている環境、その他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(利用の中止の処置)

第13条 管理者は利用者等から利用の中止について、申し出を受けた場合又は利用等の必要がなくなった場合は、医師、作業療法士等、看護・介護職員、支援相談員、介護支援専門員等の職員の協議を経て管理者が行う。

- 2 利用者及びその家族等は、好日苑に対し、いつでも利用の中止の意思表示することにより利用の中止ができる。
- 3 以下に掲げる場合には、利用の中止となる。
  - 一 利用者が要介護認定において自立と認定された場合。
  - 二 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、適切な通所リハビリテーションサービスの提供を超えると判断された場合。
  - 三 利用者及びその家族等が、別表(1)及び別表(2)に定める利用料金を2か月以上滞納し、その支払いを督促したにもかかわらず2週間以内に支払われない場合。
  - 四 利用者が、好日苑、好日苑の職員又は他の利用者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合。
  - 五 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、施設を利用できない場合。

(要介護認定の申請に係る援助)

第14条 好日苑は、要介護認定を受けていない利用申込者に対しては、利用申込者の意思にそった申請のため必要な援助を速やかに行われなければならない。

2 好日苑は、要介護認定の更新申請が、認定有効期間満了日の30日前までに行われるように必要な援助を行わなければならない。

(サービス提供の記録)

第15条 好日苑は、通所リハビリテーションを提供した際には、必要な事項を当該者の被保険者証及び健康手帳に記載しなければならない。

2 通所リハビリテーションを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等は記録しなければならない。

(通所リハビリテーションの内容)

第16条 通所リハビリテーションの内容は、次のとおりとする。

1 通所リハビリテーション計画の作成

(1) 好日苑は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境並びに医師の診療の方針に基づき、通所リハビリテーションの目標、当該目標を達成するために具体的なサービスの内容等を記載した通所リハビリテーション計画を他の職員と協議のうえ作成する。なお既に居宅サービス計画及び介護予防サービス計画（以下「居宅サービス計画」という。）が作成されている場合は、当該計画に沿って作成しなければならない。

(2) 支援相談員は、介護計画作成にあたり利用者又はその家族等に対し説明と同意を得なければならない。

(3) 通所リハビリテーション計画を作成した際は、介護計画及び介護予防計画（以下「介護計画」という。）を利用者に交付しなければならない。

(4) 通所リハビリテーション計画の実施状況及びその評価を記録用紙に記載する。

2 送迎

3 食事の提供

(1) 利用者の栄養状態、身体の状態ならびに病状を把握し、それに基づいた食事の提供を行わなければならない。

(2) 利用者の健康状態に応じた栄養管理を行う。

(3) 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事を摂取いただくこととする。食費は第18条に利用料として規定されるものであるが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービスの内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を、できるだけ委任いただくこととする。なお、衛生管理上（食中毒等）や栄養管理等に問題が生じるおそれのある場合は食事等の持ち込みは禁止する。

4 医学的管理・看護（健康チェック）

好日苑の医師が、常に利用者の病状や心身の状態の把握に努め、診察に当たって

は、的確な診断を基とし、利用者に対して必要な検査、投薬、処置等を妥当適切に行う。好日苑の医師は、医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関での診察を依頼する。

5 機能回復訓練（リハビリテーション）

好日苑は、利用者の心身の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを計画的に行う。

6 日常生活活動訓練

全体的な日常生活動作の維持、回復を図るため施設内でのすべての活動が機能訓練のためのリハビリテーション効果を期待したものです。

7 レクリエーション（苑外行事を含む）

生活の潤いのため、また利用者同士、利用者とその家族等との交流を図るためレクリエーション行事を行う。

8 看護及び介護（入浴、排泄、その他日常生活上の世話）

看護及び介護は、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、利用者病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行う。

9 介護相談及び援助

利用者又はその家族等に対し、相談に応じ、必要な助言、援助を行う。

10 その他のサービス（個別対応にて、実費負担金が必要になります。）

（通所リハビリテーションの取扱方針）

第17条 通所リハビリテーションは、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行わなければならない。

2 通所リハビリテーションの提供に当っては、通所リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活に自立に資するよう、妥当適切に行わなければならない。

3 通所リハビリテーションの提供に当っては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族等に対し、療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。

4 通所リハビリテーションの提供に当っては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対して適切なサービスを提供する。特に、認知症の状態にある利用者に対しては、その特性に対応したサービス提供ができる体制を整える。

5 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、好日苑の医師がその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、理由を診療録に記載しなければならない。

6 提供する通所リハビリテーションサービスについては、自らサービスの質の評価を行

い、常にその改善を図らなければならない。

(利用料等の受領)

- 第18条 指定通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、利用者負担として（食事の提供に要する費用及びその他の日常生活に要する費用を除いた）の額を除いた原則1割の額（一定以上の所得のある方、2割または3割の額）とする。
- 2 利用者及びその家族等は、連帯して、好日苑に対し、通所リハビリテーションの対価として別表（1）及び別表（2）に定められた利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務がある。
- 3 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定通所リハビリテーションに要した交通費は、その実費を徴収する。費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族等に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。
- 4 サービスの提供にあたっては、事前に利用者又はその家族等に対しその内容及び費用について説明と同意を得なければならない。
- 5 介護保険給付以外の利用料の支払いを受けた場合は、利用者に対してサービス提供証明書を交付しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第19条 通常の事業の実施地域は、台道と離島を除く防府市内の区域とする。

(専決事項)

- 第20条 管理者は、次の事項を専決処理することができる。
- (1) 事業名をもってする文書の発信、発表等を行うこと。
  - (2) 職員の業務分掌を定めること。
  - (3) 職員の出張、時間外勤務を命じ又は、外出、休暇を許可すること。
  - (4) 事業の日常経理に関すること。

(理事長の承認)

第21条 管理者は、前条で定める事項で特に重要と認められるもの、又は、異例なものについては、理事長の承認を受けなければならない。

(管理者等の責務)

第22条 管理者は、医師、作業療法士等又は専ら指定通所リハビリテーションの提供にあたる看護師及び介護福祉士のうちから選任した者に、必要な管理の代行をさせることができる。

- 2 管理者又は前項の管理を代行する者は、この運営規程を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(居宅介護支援事業者等及び地域包括支援センターとの連携)

第23条 通所リハビリテーションを提供するに当たっては、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、地域包括支援センター及びその他保健医療サービス又は福祉サービスをする者と密接な連携に努めなければならない。

- 2 通所リハビリテーションの提供の終了に際しては、利用者又はその家族等に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者、介護予防事業者、地域包括支援センター及びその他保健医療サービス又は福祉サービスをする者と密接な連携に努めなければならない。

(利用者等の規律及び遵守事項)

第24条 利用者等は、この運営規程の定めるところにより、指導、調査及び日課表又は医師の指示、指導に従わなければならない。

- 2 食中毒の防止や健康管理上（食事療法中の方、誤嚥防止等）のため飲食の持ち込み及び利用者へのお渡しは原則禁止とする。
- 3 面会時間は午前9時30分より午後3時45分まで。面会に際しては面会票を記入しなければならない。
- 4 宗教や習慣の相違などで他人を排撃したり、又は自己の意志で他人の自由を侵してはならない。
- 5 建物や設備、器具は、大切に取扱い、備品等の位置及び形状を無断で変更してはならない。これに反した利用により破損等が生じた場合、弁償するものとする。
- 6 喫煙は、決められた場所以外ではできない。面会者を含めて敷地内は全て禁煙とする。
- 7 飲酒はできない。
- 8 火気の取扱は事前の許可が必要になる。原則禁止になります。
- 9 多額の現金、貴重品の持込みはお断りする。利用者等の保管を原則とするが、管理しがたい場合については、管理者に申し出て保管を依頼することができる。
- 10 騒音等他の利用者の迷惑になる行為は、してはならない。他の利用者等の迷惑行為や好日苑の指示が守れないときは利用中止になることもある。
- 11 ペットの持ち込みはできない。
- 12 利用者等の営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動は禁止する。
- 13 一身上に関する事、施設内の生活及び利用について意見があるときは、いつでも管理者又は支援相談員に申し出ることができる。

(緊急時の対応)

第25条 好日苑は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

- 2 前項のほか、通所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、好日苑は、利用者及

びその家族等が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第26条 好日苑は、通所リハビリテーションサービスの提供にあたって、事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族等、当該利用者に係る居宅介護支援事業者、介護予防事業者及び地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。また、これに際して採った処置を記録しなければならない。

- 2 好日苑は安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。

(非常災害対策)

第27条 管理者は、非常災害その他緊急な事態に際してとるべき措置につき、あらかじめ計画を立て、職員及び利用者等について避難訓練を行うなど遺憾のないよう努めなければならない。

- 2 管理者は、常に所轄の消防署と密にし、火災予防について特に注意をしなければならない。

(秘密保持及び個人情報の保護)

第28条 職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を漏らしてはならない。

- 2 好日苑は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。
- 3 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、好日苑が得た利用者の個人情報については、利用目的を定め、適切に取り扱わなければならない。また好日苑での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

(苦情処理)

第29条 好日苑は、提供した通所サービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情受付の窓口設置、苦情処理の体制及び手順等の必要な措置を講じる。

- 2 苦情を受け付けた場合、その苦情の内容を記録しなければならない。
- 3 利用者からの苦情に関して市町村及び国民健康保険団体連合会の行う調査に協力するとともに、指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 市町村及び国民健康保険団体連合会から求めがあった場合、改善の内容を市町村及び国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(賠償責任)



第30条 好日苑は、利用者に対する通所サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害を賠償するものとする。ただし、好日苑に故意過失がない場合にはこの限りではない。

2 前項において、利用者及びその家族等に重過失がある場合は、損害賠償の額を減じることができる。

3 利用者の責に帰すべき事由によって、好日苑が損害を被った場合、利用者及びその家族等は、連帯して好日苑に対して、その損害を賠償するものとする。

(市町村への通知)

第31条 好日苑は、利用者が次のいずれかに該当する場合は、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

一 正当な理由なしに通所サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたとき。

二 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(職員の服務規律)

第32条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

(1) 入所者や通所者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。

(2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。

(3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するように心掛けること。

(勤務体制の確保等)

第33条 利用者に対し、適切な通所リハビリテーションサービスを提供できるよう、職員の勤務体制を定めておかななければならない。

2 職員の資質向上のために、研修の機会を確保する。

(定員の遵守)

第34条 利用定員を超えて通所リハビリテーションサービスの提供を行ってはならない。ただし、災害その他やむを得ない場合を除く。

(衛生管理等)

第35条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲料水について衛生的な管理に努めるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行わなければならない。

2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。

(利益供与等の禁止)

第36条 居宅介護支援事業所、介護予防事業者及び地域包括支援センター又はその従業員に対し、利用者等を紹介する対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(会計の区分)

第37条 通所リハビリテーションサービス事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(会計年度)

第38条 会計年度は、毎年10月1日に始まり、翌年9月30日をもって終わる。

(記録の整備)

第39条 職員、施設及び構造設備並びに会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 利用者に対する通所リハビリテーションの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

- 一 通所リハビリテーション計画
- 二 第15条2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- 三 第29条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- 四 第26条に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置の記録
- 五 第31条に規定する市町村への通知に係る記録

(管理規程に定めのない事項)

第40条 この規程に定められていない事項及びこの規程の実施について必要な細則は、介護保険法その他諸法令に定めるところにより管理者が別に定める。

(虐待に関する事項)

第41条 事業所は、虐待の発生又はその発生を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 一 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
- 二 虐待防止のための指針を整備する。
- 三 従業員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
- 四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業員は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。